

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大竹市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をとり、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報に係る情報保護管理体制について、委託契約において個人情報に係る保護、秘密保持について明記し、これを徹底させること等により、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県大竹市長

公表日

令和8年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付(コンビニ等店舗での申請による住民票の写し等のデータ作成及び証明発行サーバへの送信を含む)⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩個人番号カード等を用いた本人確認⑪サービス検索・電子申請機能での転出届及び転入予約の受領 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められており、当該事務の一部を機構に委任している。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">・住民情報システム・住民基本台帳ネットワークシステム(※) <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none">・団体内統合宛名システム・中間サーバー・コンビニ交付システム・サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

①住民基本台帳ファイル ②本人確認情報ファイル ③送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)<ul style="list-style-type: none">第7条(指定及び通知)第16条(本人確認の措置)第17条(個人番号カードの交付等)②住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)<ul style="list-style-type: none">第5条(住民基本台帳の備付け)第6条(住民基本台帳の作成)第7条(住民票の記載事項)
--------	--

住民票の提供	<p>第8条(住民票の記載等)</p> <p>第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</p> <p>第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</p> <p>第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</p> <p>第22条(転入届)</p> <p>第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</p> <p>第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</p> <p>第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p> <p>第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大竹市 市民生活部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-28-0074)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大竹市 市民生活部 市民課 戸籍住民係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2143)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・転出証明書に記載された個人番号及び本人確認情報を入力する際には必ず複数人での確認を行うようにしている。 ・個人番号や個人情報入りの書類を郵送する際には必ず複数人での確認を行うようにしている。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [<input type="checkbox"/> 十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [<input type="checkbox"/> 十分である]
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類や、USBメモリは施錠できる棚等の保管場所に保管をしている。 ・入力端末等のディスプレイを来庁者に画面内容が見えないよう設置している。 ・プリンタから出力される帳票は来庁者等から見えないようにしており、出力された帳票は速やかに回収している。帳票が放置されていた場合は出力した職員を特定し注意している。また、出力された帳票を廃棄するような必要性が出てきたとき、裁断処理を行う等の適切な処理を行っている。 ・端末から離れる際は端末からログオフをする等、特定個人情報を含む個人情報が見えないようにして上で離席を行うようにしている。 <p>漏えい・滅失・毀損を防ぐために以上のような物理的安全管理措置を行っており、リスクへの対策は十分であると考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	市民税務課長 北林 繁喜	市民税務課長 豊原 学	事後	人事異動により
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
平成28年4月28日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
平成29年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	市民税務課長 豊原 学	市民税務課長 池田 宗吾	事後	人事異動により
平成29年5月22日	I 関連情報 7. 特定個人 情報の開示・訂正・利用停止 請求 請求先	大竹市 総務部 企画財政課 広報統計係	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係	事後	機構改革による
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和1年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和1年6月20日	IVリスク対策		新規項目追加	事後	様式変更による
令和2年8月31日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	市民税務課長 池田 宗吾	市民税務課長 岡崎 研二	事後	人事異動により
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和4年1月6日	I 関連情報1. 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務③ システムの名称	住民記録システム	COKAS-R/AD II ー住民情報システム(住民 情報)	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月6日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠 ②住民基本台帳法	②住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	②住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) 第7条(住民票の記載事項) 第8条(住民票の記載等) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) 第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付	⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (コンビニ等店舗での申請による住民票の写し等のデータ作成及び証明発行サーバへの送信を含む)	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・COKAS-R/AD II - 住民情報システム(住民情報) ・住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・COKAS-R/AD II - 住民情報システム(住民情報) ・住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年3月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年7月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和4年8月22日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	大竹市 総務部 企画財政課 情報広聴係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話0827-59-2124)	大竹市 総務部 企画財政課 情報政策係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-28-0074)	事後	機構改革による
令和5年8月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和5年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・COKAS-R/AD II - 住民情報システム(住民情報) ・住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム	・COKAS-R/AD II - 住民情報システム(住民情報) ・住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの市町村CS部分について記載する。 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月14日	I 関連情報 5. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	市民税務課長 岡崎 研二	市民税務課長	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正
令和5年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務②事務の概要	<p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (コンビニ等店舗での申請による住民票の写し等のデータ作成及び証明発行サーバへの送信を含む)</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更</p> <p>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められており、当該事務の一部を機構に委任している。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人ファイルを使用する。</p>	<p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成</p> <p>②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正</p> <p>③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置</p> <p>④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (コンビニ等店舗での申請による住民票の写し等のデータ作成及び証明発行サーバへの送信を含む)</p> <p>⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更</p> <p>⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付</p> <p>⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>⑪サービス検索・電子申請機能での転出届及び転入予約の受領</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められており、当該事務の一部を機構に委任している。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人ファイルを使用する。</p>	事後	年度ごとの確認見直しに伴う 修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月14日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・審査法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・審査法第19条第7号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和6年7月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	・COKAS-R/AD II-住民情報システム(住民情報) ・住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村CS部分について記載する。 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	・住民情報システム(住民情報) ・住民基本台帳ネットワークシステム(※) ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうち市町村CS部分について記載する。 ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	大竹市 市民生活部 市民税務課	大竹市 市民生活部 市民課	事後	機構改革による
令和8年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税務課長	市民課長	事後	機構改革による
令和8年2月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ ②所属長	大竹市 市民生活部 市民税務課 戸籍住民係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-59-2143)	大竹市 市民生活部 市民課 戸籍住民係 (〒739-0692 大竹市小方一丁目11番1号 電話 0827-59-2143)	事後	機構改革による
令和8年2月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正
令和8年2月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	年度ごとの確認見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月6日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新規項目追加	事後	様式変更による
令和8年2月6日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新規項目追加	事後	様式変更による